

## 自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(委託業務の内容)

第1条 乙が定例的に実施する保安管理業務（以下「定例業務」という。）は、次の各号によるものとします。

- (1) 電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙3「点検、測定及び試験の基準」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指示又は助言を行うものとします。
- (2) 定期的に行う点検の頻度は次のとおりとします。

月次点検	需要設備	別紙3のとおり	
	発電設備	別紙3のとおり	
	配電線路	別紙3のとおり	
年次点検	年次点検(停電)	別紙3のとおり	1年に1回

- (3) 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中の点検は、別紙3の4.(1)「工事に関する点検、測定及び試験項目」、月次点検及び年次点検は、別紙3の4.(2)「維持、運用に関する点検、測定及び試験項目」により行い、外部点検の結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合には、修理、改造等を甲に指示又は助言を行うものとします。  
なお、工事期間中の点検は毎週1回以上の点検を行い、定例業務としては1カ月のうち初回を定例業務とします。
- (4) 電気事故・故障の発生又は発生する恐れのある連絡を甲又はその従業員から受けた場合は、乙が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うものとします。又、乙は状況に応じ臨時点検を行い、乙は甲に対し応急措置を指示するとともに、再発防止についてとるべき措置の指示又は助言を行うものとします。  
なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指示を行うものとします。
- (5) 乙は、設置者及びその従業員に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合には、保安業務担当者等としての観点から点検を実施するものとします。  
なお、保安業務担当者等とは、電気工作物の保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）及び電気事業法施行規則に定める要件に適合する者（以下「保安業務従事者」という。）をいいます。
- (6) 電気事業法第107条第3項に定める立入り検査の立会を行うものとします。

(委託手数料)

第2条 甲が乙に支払う定例業務手数料及び支払条件並びに期限については、別途契約書で定めます。

- 2 委託契約の消滅又は変更した場合は、必要に応じて手数料の精算をするものとします。

(甲及び乙の協力と義務)

第3条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指示、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置を行うものとします。

- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

(甲及び乙相互の通知義務)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その具体的内容をただちに乙に通知するものとします。

- (1) 電気事故、その他電気工作物に異常が発生又は発生する恐れがある場合
- (2) 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長に提出する場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- (6) 平常時及び事故、その他異常時における運転操作について定める場合
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合

- (8) 責任分界点又は需要設備の構内（使用区域）を変更する場合
- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合（連絡責任者の変更など）
- (10) 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
- (12) 電気工作物に近接し、電気工作物以外の作業を行う場合
- (13) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）の電話連絡方式を設置しているものにあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合
- (14) 発電所の運転を相当期間停止する場合又は発電所を長期期間停止の後、運転を開始する場合
- (15) その他必要な場合

2 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

- (1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- (2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- (3) その他必要な事項

（連絡責任者及び発電所担当者等）

第5条 甲は、当該事業場に設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、委託契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者及び発電所担当者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

- 2 甲は、前項の連絡責任者及び発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者（以下連絡責任者、発電所担当者及びその代務者を併せて「連絡責任者」という。）を定め、速やかにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合には、速やかに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、連絡責任者を乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合には、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとします。
- 6 発電所担当者は、日常における発電設備の起動及び停止操作が円滑に行い得るものとします。

（保安業務担当者の資格等）

第6条 乙は、保安業務担当者には保安業務従事者をあてるものとします。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- 4 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、甲に提示するものとします。
- 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者等及び乙の事業所への連絡方法は、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではないものとします。
- 6 乙は、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合には、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うものとします。

（記録の確認等）

第7条 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

- 2 乙は、甲が実施した日常巡視結果について記録を確認し、指示、助言を行うものとします。

（記録の保存）

第8条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲の確認後、甲乙双方において3年間保存するものとします。

（損害賠償）

第9条 乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は損害賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 委託契約に基づき、甲乙協議した事項、若しくは乙が指示又は助言した事項について、甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又はこの契約に違反し、これによって損害を生じた場合
- (3) 第4条第1項に掲げる甲から乙への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) その他自然災害等、乙の責めによらない事由により損害を生じた場合

(備品等の整備)

第10条 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

(機密の保持及び個人情報保護)

第11条 乙は、業務上知り得た甲の情報を、甲の承諾なく他にもらさないものとします。

2 甲及び乙は、委託契約に基づいて取得した個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとします。

(契約期間内の更改)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内に於いても委託契約を更改することができるものとします。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 非常用予備蓄電池設備の群数を変更する場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 甲が保安規程を変更する場合

(契約の消滅)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約が消滅するものとします。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

(契約の解除)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、相互に委託契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲乙いずれかが、委託契約又は電気関連法令に定められた義務に違反し、他の一方が契約の本旨にしたがって業務の実施ができないと認めた場合
  - (2) 甲が委託手数料の支払を遅滞した場合
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により委託契約を解除しようとする場合は、1カ月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

(契約の失効)

第15条 甲の自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約の効力を失うものとします。

- (1) 委託契約の対象である電気工作物が廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託承認を取り消された場合
- (3) 委託契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となった場合
- (4) 需要設備の受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (5) 発電所出力が2,000キロワット以上となった場合  
(燃料電池発電設備については出力が1,000キロワット以上となった場合)
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合
- (7) 委託契約の対象である電気工作物が第三者に譲渡された場合

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第16条 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、甲乙協議の上、速やかに改修するものとします。

- 2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとします。
- 3 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- 4 乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、委託契約を解除することができるものとします。

(絶縁監視装置)

第17条 甲の需要設備に絶縁監視装置を設置する場合は、次の各号によるものとします。

- (1) 絶縁監視装置は乙が設置するものとし、設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担するも

のとします。

- (2) 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
- (3) 絶縁監視装置の情報を甲の加入電話回線を利用して自動的に乙の事業所に通報する場合、又は甲が乙に電話連絡する場合の電話料は、甲が負担するものとします。
- (4) 甲の電気工作物の変更等により絶縁監視装置が設置要件に適合しなくなった場合、及び電気工作物の未改修により絶縁不良が継続する等絶縁監視装置による監視が不能となった場合、並びに委託契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を乙が撤去するものとします。  
なお、その場合甲は、必要な停電等に関して協力するものとします。
- (5) 乙は、絶縁監視装置の設定値の確認及び試験釘による検知動作並びに甲からの警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差試験を年次点検時に行うものとします。
- (6) 乙は、絶縁監視装置の警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとします。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合には、甲に連絡し、乙は電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し、適切な処置を行うものとします。
- (7) 乙は、絶縁監視装置の警報の受信記録を3年間保存するものとします。

（反社会的勢力の排除）

第18条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号を確約します。

- (1) 自ら又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者（以下総称して「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
  - (2) 自ら又はその役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (3) 自らの再委託先若しくはその役員等又は契約履行のために自ら若しくはその再委託先が使用する従業員が、反社会的勢力ではないこと、又は反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (4) 前号に違反していることが判明した場合は、当該再委託先との関係を速やかに遮断し、又は、当該従業員を契約の履行から速やかに排除するなど、適切な対応を行うこと。
- 2 甲及び乙は、前項第1号ないし第3号に違反することが判明した場合、相手方に速やかに報告するものとします。
  - 3 甲及び乙は、相手方が第1項第1号、第2号及び第4号に違反する場合は、催告することなく契約を解除できるものとし、この場合、被解除者に損害が生じても、解除者はこれを一切賠償する責を負わないものとします。

（合意管轄）

第19条 甲及び乙は、委託契約に関する紛争解決について、広島地方裁判所又は乙が選択する乙の事業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。